

—令和3年度米子市震災に強いまちづくり促進事業—

住宅・建築物の 耐震診断・耐震改修を支援します

■ 木造住宅耐震診断促進事業について

1 木造住宅耐震診断促進事業について

■ 事業の概要

木造一戸建て住宅の所有者で、耐震診断の実施を希望される方に対して、耐震診断を行う技術者（民間の建築士）を派遣します。

（1）対象となる住宅

以下の①～⑥をすべて満たすものが対象となります。

- ① 米子市内に建築されており、現に居住している（居住する予定がある）もの
- ② 木造の一戸建て住宅（店舗などの用途を兼ねるものは、店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満であること）
- ③ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの（昭和56年6月1日以降に上階への増築や構造上一体で既存建築物の床面積の1/20を超える増築をされている場合、対象から除かれます。）
- ④ 延べ床面積が220㎡以下のもの
- ⑤ 2階建て以下のもの
- ⑥ 以下のいずれかの工法で建築されたもの
(a) 在来軸組工法 (b) 桢組壁工法
※プレハブ工法や丸太組工法などは対象外です。

（2）耐震診断を行う技術者

耐震診断技術者は、米子市が業務委託した民間建築団体に所属する建築士から選定され、派遣されます。

耐震診断技術者は、鳥取県の「木造住宅耐震化業者登録制度」に登録された建築士事務所に所属し、鳥取県の技術審査に合格した建築士です。

（3）耐震診断の内容

この事業では、財団法人日本建築防災協会発行『木造住宅の耐震診断と補強方法』に定める「一般診断法」に基づいて診断します。

耐震診断を実施するにあたり、現地調査および聞き取り調査が必要です。診断当日は立会いをお願いします。

なお、この事業で耐震診断技術者が行う業務の範囲は、耐震診断業務（現地調査、聞き取り調査、報告書の作成、診断結果の報告）のみとなります。

（４）一般診断法とは

耐震改修の必要性を判断することを目的とし、住宅の壁や天井等をはがすことなく、目視による外部（敷地・外壁・屋根）および内部（各室内・床下・天井裏）の調査や、既存の図面を基に住宅の耐震性能を診断する方法です。

（５）派遣事業の費用

米子市が負担します。（個人負担はありません。）

（６）募集戸数 17戸※申請者数が募集戸数を上回った場合は抽選を行います。

（７）募集の時期

令和3年6月1日（火曜日）から令和3年6月30日（水曜日）まで

（８）その他

耐震診断を受けられた方には、引き続きの住宅の耐震対策のために、住宅の耐震化に関するお手紙等を送付いたしますのでご了承ください。

■ 事業の流れ

① 事前相談

事業の対象となるかどうか、市役所建築相談課にて事前にご相談ください。
その際、可能な限り②の(a)～(f)の書類をご準備ください。

② 申請書提出 6月1日～6月30日

申請書に次の必要書類を添付して提出してください。

- (a) 役員等調書兼照会承諾書（様式1）
- (b) 申請住宅の設計図書（建築確認通知書の写し等）※現況を表すもの
- (c) 付近見取図（建物の場所が分かるもの）
- (d) 申請住宅の建築時期が分かる書類（建物の登記事項証明書の写し、検査済証の写し、家屋の課税資産明細書等）
- (e) 申請住宅の所有者であることが分かる書類（建物の登記事項証明書の写し、家屋の課税資産明細書等）
- (f) 対象建築物が借家の場合、借主の同意書

③ 派遣決定 7月～9月

申請書類審査のうえ、耐震診断技術者の派遣の可否を決定し、通知します。
その後、耐震診断を実施する耐震診断技術者を決定し、通知します。

④ 耐震診断現地調査 10月～2月

事前に耐震診断技術者が派遣対象者の方へ連絡し、日程を調整して、現地にて調査を実施します。

⑤ 耐震診断結果説明 3月

現地調査結果を基に耐震診断を行い、後日、耐震診断技術者から診断結果を通知・報告します。

【ご注意】

※この事業（耐震診断業務）では、市役所職員が突然お宅に訪問したりして、耐震診断を勧誘することはありません。

市役所職員を名乗って不審な勧誘があったときは、米子市役所建築相談課（23-5227）までご連絡ください。

■ 申請・問合せ窓口

米子市加茂町一丁目1番地

米子市役所（本庁舎2階）都市整備部建築相談課

電話：0859-23-5227 ファクシ：0859-23-5394

メール：kenchikusoudan@city.yonago.lg.jp